

高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

阪神高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
2 資金運用に係る 営業外収益	営業収益の比	事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。
3 建設中の金利以外の 資金調達に係る営業 外費用	営業費用の比	事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業費用の比」を設定することとした。
5 その他の営業外 損益	発生の主たる要因 (困難なものは、営業 外収益は営業収益 の比、営業外費用は 営業費用の比)	発生の主たる要因での配賦が困難な場合は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業外収益は営業収益の比、営業外費用は営業費用の比」を設定することとした。
6 特別損益	発生の主たる要因 (困難なものは、特 別利益は営業収益の 比、特別損失は営業 費用の比)	発生の主たる要因での配賦が困難な場合は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「特別利益は営業収益の比、特別損失は営業費用の比」を設定することとした。
7 法人税等	利益比 (ただし、利 益が生じる事業がな い場合は、営業収益 の比)	高速道路事業及びその他の事業の双方に利益が生じなかった場合に「法人税等」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。
8 法人税等調整額	利益比 (ただし、利 益が生じる事業がな い場合は、営業収益 の比)	高速道路事業及びその他の事業の双方に利益が生じなかった場合に「法人税等調整額」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。